

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年12月11日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,029

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

662,678

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	254,644
姫路市	138,663
尼崎市	127,878
明石市	84,138
西宮市	132,912
洲本市	11,826
芦屋市	26,397
伊丹市	55,164
相生市	7,663
豊岡市	21,298
加古川市	72,152
たつの市	20,366
赤穂市	12,692
西脇市	10,662
宝塚市	63,682
三木市	20,585
高砂市	24,241
川西市	43,272
小野市	12,840
三田市	29,856
加西市	11,641
丹波篠山市	10,984
養父市	6,078
丹波市	16,872
南あわじ市	12,462
朝来市	7,891
淡路市	11,801
宍粟市	9,751
加東市	10,605

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,192
多可町	5,385
稲美町	8,448
播磨町	9,459
神河町	2,948
市川町	3,125
福崎町	5,095
太子町	9,208
上郡町	3,996
佐用町	4,342
香美町	4,473
新温泉町	3,730